

校長	教頭	保健室	担任

千葉県立千葉工業高等学校  
校長 安田 国土

療養報告書の提出について

療養後、登校を再開する際には以下の療養報告書を提出してください。その際、医療機関を受診した証明として、病院発行の領収証等のコピーを添付し担任まで提出してください。

千葉県立千葉工業高等学校長 様

感染症における療養報告書（保護者記入）

千葉県立千葉工業高等学校

科 年 組 氏名

保護者氏名

以下の疾患で療養中のところ、出席停止期間の基準を満たす状態に回復し、登校可能であることを報告します。

1 受診した医療機関名	_____					
2 発症日	年	月	日			
3 療養期間	年	月	日から療養開始	年	月	日から登校許可

○印	疾患名	出席停止の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ(A B 不明) 基準2つを満たしているか確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 発症日(発熱した日)を0日として、翌日から数え5日を経過するまで <input type="checkbox"/> 解熱後、2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 基準2つを満たしているか確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 発症日(症状が出た日)を0日として、翌日から数え5日を経過するまで <input type="checkbox"/> 症状が軽快した後、1日を経過するまで(解熱剤なしで解熱 呼吸器症状が改善)
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管性出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身症状が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態がよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態が安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症 ( )	